

瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会 事務規程（案）

（所掌事務）

第 1 条 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）事務規程第 14 条第 1 項に基づき設置された瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会（以下「瀬戸内海専門部会」という。）は、同規程第 14 条第 2 項に基づき、クロマグロ遊漁の管理手法に関し、調査審議するものとする。

（事務局の所在地）

第 2 条 瀬戸内海専門部会の事務局は、水産庁内に置く。

（構成）

第 3 条 瀬戸内海専門部会は、委員会会長（以下「会長」という。）が指名した委員 1 名、専門委員 4 名（以下「専門部会委員」とする。）をもって組織する。

（専門部会長及び専門部会長職務代理者）

第 4 条 瀬戸内海専門部会に専門部会長及び専門部会長職務代理者を置く。専門部会長及び専門部会長職務代理者は、専門部会委員が互選する。

2 専門部会長は会務を総理し、専門部会を代表する。

3 瀬戸内海専門部会について、専門部会長が欠けたときは、専門部会長職務代理者がその職務を代行する。

（会議）

第 5 条 瀬戸内海専門部会の会議は、専門部会長が招集する。

2 瀬戸内海専門部会の会議を招集しようとするときは、専門部会長は、あらかじめ議事事項並びに会議の日時及び場所を、専門部会委員に通知しなければならない。

3 なお、前 2 項について、専門部会長及び専門部会長職務代理者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は専門部会長及び専門部会長代理者とともに事故があるときは会長が行う。

4 専門部会委員は、情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第 6 条 瀬戸内海専門部会は、定員の過半数にあたる専門部会委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席する専門部会委員全員の一致により決するものとする。

3 瀬戸内海専門部会の開催は公開とする。

(他の広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会との連携)

第7条 瀬戸内海専門部会は、太平洋広域漁業調整委員会に設置された同委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び日本海・九州西広域漁業調整委員会に設置された同委員会くろまぐろ遊漁専門部会と合同で会議（以下「合同会議」という。）を開催することができる。

2 合同会議を開催するにあたっては、出席する専門部会委員全員の一致により決するものとする。

3 合同会議に関し必要な事項は、合同会議で定める。

4 専門部会長は、合同会議の調査審議の結果を委員会に報告する。

第8条 専門部会長は、瀬戸内海専門部会の会議の議事録を作成するものとする。

2 議事録は、専門部会長の指名する専門部会委員2名以上がこれに署名するものとする。

3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、瀬戸内海専門部会の議決によって行う。

(庶務)

第10条 瀬戸内海専門部会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、専門部会長が別途定める。

(附則)

この規程は、令和6年 月 日から施行する。